

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人安江邦治外五名の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質において事実誤認の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成四年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	島	昭
裁判官	中	島	敏 次 郎
裁判官	木	崎	良 平
裁判官	大	西	勝 也